平成２２年（フ）第３８号
広島県福山市駅家町大字法成寺2615番地６
破産者　能宗　富雄
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４４６号
札幌市北区北13条西３丁目２番１―604号
破産者　北口　房子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３号
北海道苫小牧市新中野町１丁目11番８号　ハイツオーシャン６号
破産者　金井　潤司
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２６４号
北海道苫小牧市新中野町１丁目11番８号　ハイツオーシャン６号
破産者　金井みね子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２８８号
釧路市美原２丁目８番９号　山口良春方
破産者　高桑　秀子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４０号
宮城県石巻市渡波字新千刈79番地１
破産者　亀山　智範
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート13棟301号、開始決定時の住所茨城県小美玉市羽鳥1294番地16　杉山政彦方
破産者　田中　　清
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５４号
茨城県東茨城郡茨城町長岡3941―25、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1639番地
破産者　中村　　蔀
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９３号
茨城県水戸市見川町2131番地の630
破産者　水戸　三雄
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
茨城県つくば市小田2580番地４
破産者　大島百合子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６３号
茨城県土浦市湖北１丁目４番８―202号　ベルメゾン湖北Ｂ、開始決定時の住所茨城県土浦市桜ケ丘町25番37号
破産者　小出商店こと　小出　正幸
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０５号
横浜市緑区東本郷５丁目１番１号
破産者　齋藤　明司
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
富山県黒部市宇奈月町内山4042番地、住民票上の住所富山県黒部市宇奈月町音澤738番地
破産者　佐々木　済
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１８０号
長野県埴科郡坂城町大字坂城7072番地２　サンホームタキ２号、破産手続開始決定時の住所長野県埴科郡坂城町大字中之条1284番地３
破産者　丸山　博一
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３５７１号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字大堀195番地の２　堀之内ハイツ201号
破産者　青山儀一郎
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８９号
名古屋市中村区沖田町340番地の１
破産者　森下　洋子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２６号
愛知県春日井市高山町３丁目17―９　グリーンヒルズ朝宮802号室、住民票上の住所愛知県春日井市六軒屋町６丁目12番地６
破産者　大野　純司
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３３号
愛知県あま市森４丁目２番地13　シャトーイサム201号
破産者　井上　　愛（旧姓滝川）
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８３号
名古屋市中川区東中島町２丁目84番地　東中島荘202号
破産者　熊澤　　治
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部